北九州都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画空港北町地区地区計画を次のように変更する。

名 称 空港北町地区地区計画			
位置		北九州市小倉南区空港北町2番地内	
面積		約4.0ha	
区域の整備及び保	地区計画の 目 標	当地区は、周防灘沖合 3 kmに建設中の新北九州空港用地を含む長さ 4,100 m、幅 900m、総面積 373ha の人工島のほぼ中央部分に位置している。また、当地区は 2 4 時間空港である新北九州空港島内における駐機場の隣接地区であり、本市重点施策の「交流・物流拠点都市」づくりの上からも必要な事業用地である。このような背景のもとに当地区では、北九州圏域 2 0 0 万人の航空需要に対応した拠点空港にふさわしい航空関連企業及び空港の利便性を高める空港関連サービス企業の誘致を図るために、新北九州空港関連用地の整備が進められてきた。地区計画は、北部九州の玄関口としてふさわしいもてなしの景観づくりを図り、周防灘への眺望や対岸の山なみなど海・山・空への広がりを感じる開放感のある空間形成を進め、事業効果の維持及び向上を目指すため、適正な規制及び誘導を行い、良好な事業環境及び景観の形成を図ることを目標とする。	
・ 開 発 針	土地利用の 方 針	地区を区分し、土地利用の方針を次のように定める。 航空関連施設集積地区 : 駐機場や誘導路に隣接した立地条件を生かし、 航空関連会社等の航空関連施設に特化した土 地利用を図る。 空港関連サービス業集積地区: 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関 連サービス業の集積を図る地区としての土地 利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物等の規制 及び誘導を図る。 航空関連施設集積地区 : 航空関連施設やその付属建物等の立地を誘導し、景観及び環境の形成を図るため、そぐ わない建築物の用途の規制、建築物の敷地面 積の最低限度、建築物の形態又は意匠の制限、 垣又はさくの構造の制限を行う。 空港関連サービス業集積地区: 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港 関連サービス業の集積を図るため、そぐわな い建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の 最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、 垣又はさくの構造の制限を行う。	

		 地区の名称		空港関連サービス業集積地区
	_	地区の面積	約0.9ha	約3 . 1 h a
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅(長屋を除く) 2 危険物の貯蔵又は処理に供し、建築基準法別表第2(り)項第四号及び(ぬ)項第二号に掲げるもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの	
		 建築物の		
区整備計	建 築	敷地面積の 最低限度	200㎡。ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	を主体としたものとする。 また、アクセントカラーの使用にで一等やむを得ず、その他の色彩を使用必要最小限に止めるものとする。 (1) R、YR、Y系色相で明度5以上だし、R系色相の明度9以上のででは、自己では、企業物又は看板類の表示は、自己でなわないものとする。 3 外壁及び屋上に付帯する給水施設、施設本体は、原則、露出しないものとする。 4 建築物の形態については、周囲のでする。 4 建築物の形態については、周囲のでする。 5 建築等を行う場合には、上記の各場の割出に努めるものとする。	色彩については、彩度1以下とする。 彩度1以下の色彩。 の用に供するものとし、周辺の美観を損 電源施設、機械施設、大型室外機等の とし、やむを得ず露出する場合は、目隠 げインを施す等、景観に配慮したものと
		の構造の制	道路に回する側には、主垣又は之、¶ るものとする。	W/N分グ値系ではりのなど、然心に光の

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

平成20年7月に景観法に基づく「北九州景観計画」が策定され、平成21年4月に「北九州市都市 景観条例」が改正された。これに伴い、当地区及び北九州臨空産業団地周辺は、「北九州空港周辺景観形 成誘導地域」に定められ、「良好な景観の形成に関する方針」及び「景観形成基準」により、本市の新し い玄関口にふさわしい景観づくりが進められている。

このようなことから、当地区の地区整備計画と北九州空港周辺景観形成誘導地域の景観形成基準との調和を図り、当地区を本市の新しい玄関口の顔として「もてなしの景観づくり」をより推進するため、地区計画の変更を行うもの。

北九州都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

変更箇所表

都市計画空港北町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		空港北町地区地区計画	
位	置	北九州市小倉南区空港北町2番地内	
面積		約4.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 標	当地区は、周防灘沖合3kmに建設中の新北九州空港用地を含む長さ4,100m、幅900m、総面積373haの人工島のほぼ中央部分に位置している。また、当地区は24時間空港である新北九州空港島内における駐機場の隣接地区であり、本市重点施策の「交流・物流拠点都市」づくりの上からも必要な事業用地である。このような背景のもとに当地区では、北九州圏域200万人の航空需要に対応した拠点空港にふさわしい航空関連企業及び空港の利便性を高める空港関連サービス企業の誘致を図るために、新北九州空港関連用地の整備が進められてきた。地区計画は、北部九州の玄関口としてふさわしいもてなしの景観づくりを図り、周防灘への眺望や対岸の山なみなど海・山・空への広がりを感じる開放感のある空間形成を進め、事業効果の維持及び向上を目指すため、適正な規制及び誘導を行い、良好な事業環境及び景観の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の 方 針	地区を区分し、土地利用の方針を次のように定める。 航空関連施設集積地区 : 駐機場や誘導路に隣接した立地条件を生かし、 航空関連会社等の航空関連施設に特化した土地 利用を図る。 空港関連サービス業集積地区: 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関連 サービス業の集積を図る地区としての土地利用 を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物等の規制及び誘導を図る。 航空関連施設集積地区 : 航空関連施設やその付属建物等の立地を誘導し、景観及び環境の形成を図るため、そぐわない建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 空港関連サービス業集積地区: 地区の利便性を生かし、空港隣接型の空港関連サービス業の集積を図るため、そぐわない建築物の用途の規制、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。	

		地区の名称	航空関連施設集積地区	空港関連サービス業集積地区
		地区の面積	約0.9ha	約3.1ha
		建築物等の 用途の制限	項第二号に掲げるもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、 の他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店、ナイト もの	てはならない。
		建築物の		
地	建筑	敷地面積の 最低限度	2 0 0 ㎡。 ただし、 公益上必要	な建築物の敷地については、この限りでない。
地区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	最低限度 建築物等の 形態又は 意匠の制限	を主体としたものとする。 また、アクセントカラーの係 一等やむを得ず、その他の色彩 必要最小限に止めるものとする。 (1)R、YR、Y系色相で明度 (1)R、YR、Y系色相で明度 (2)GY系色相で明度 5以上、 (3)無彩色で明度 6以上の色彩 2 広告物又は看板類の表示は、なわないものとする。 3 外壁及び屋上に付帯する給水 施設本体は、原則、露出しないしの設置や建築物と一体となっ する。 4 建築物の形態については、原 5 建築等を行う場合には、上部 彩計画に関し、都市景観の専門の創出に努めるものとする。	度5以上、かつ、彩度3以下の色彩。 以上の色彩については、彩度1以下とする。 かつ、彩度1以下の色彩。
		の構造の制限	るものとする。	

[「]区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」



